

2019年6月22日
日本平和学会春季研究大会
部会2 日中平和学対話報告

思想的実践的課題としての東アジア平和
——日本国憲法の東アジア的意義——

君島東彦（立命館大学）

はじめに

本稿は、2019年2月21-22日に立命館大学大阪いばらきキャンパスで開催された第3回日中平和学対話の第2分科会「東アジアの現状認識——朝鮮半島の新しい動きにどうアプローチするか」におけるわたし自身の報告にもとづき、その後の東アジア国際政治状況の変化、わたし自身の考察の進展を反映させてまとめた、覚書である。2月22日の報告から4か月が経って、この4か月間にも東アジア国際政治は大きな変化を見せており、本稿は、2月22日の君島の報告から変化していること、そのような意味でも2月22日の第2分科会全体のまとめとはいえ、君島個人の見解であることをご容赦いただきたい。

本稿は東アジア平和について考察するのであるが、とりわけわたしの専門領域である日本国憲法の平和主義との関係に焦点を当てることにしたい。

憲法9条を擁護するとはどういうことか？

日本国憲法9条は、なによりもまず、東アジアの戦争と平和の文脈において理解しなければならない。日本国憲法の平和主義（前文+9条）と東アジア秩序・世界秩序はつねにセットであり、憲法9条を考えるときにはつねに東アジア秩序・世界秩序を考えなければならない。

それでは、憲法9条はどのような東アジア秩序・世界秩序を前提としているのか。9条はもともと、国連の集団安全保障（あるいは地域的な集団安全保障）が機能することを前提にしていたと見るべきであろう。東アジアに、現在、そのような安全保障のための枠組みはあるだろうか。もしそれがなければ、東アジアの地域的な安全保障のための枠組みをつくらねばならない。それが憲法9条の前提であり、それが9条をまもるということである。

東アジアの地域的な安全保障の枠組みはゼロではないが、微弱である。もっとも包括的なものとして、ASEAN地域フォーラムがあるが、これは本当にゆるやかな意見交換、議論の場であり、国家間の紛争予防、紛争解決の手段としては弱すぎる。しかし、東アジアの安全保障の枠組みをつくっていく努力は必須である。9条をまもるとはこのような努力を行うことを意味する。

東アジアの地域的な枠組みをつくる努力として、東アジア共同体論、あるいは東アジアにおける安全保障共同体論を挙げることができるであろう。わたしはこれらの意義を評価するものであるが、現在の東アジアにおける現実的な有効なアプローチはそれらとは違うような気がする。これらのアプローチはいわば「上からの東アジア平和論」であるが、いま必要なのは「下からの東アジア平和論」ではないか。

ここで、「マルチトラック外交」（Multi-Track Diplomacy）の考え方を想起したい。外交とは政府だけがやるものではない。「マルチトラック外交」の考え方はいまや共通認識というべきである。外交のトラック、チャンネルはたくさんあるのであって、われわれ市民も外交主体である。日本国憲法前文を注意深く読むならば、憲法前文は日本の市民が外交主体として活動することを要請しているというべきであろう。

われわれはまた、中国、韓国、台湾、香港等の知識人が東アジア平和についてどのような議論をしているのか、知らなければならない。彼らの議論を知らずして、東アジア平和を語ることはできない。

東アジア国際関係と憲法9条

憲法9条はアジア太平洋戦争における日本の敗戦の結果である。9条は日本軍の否定、日本軍国主義の否定である。憲法9条は日本の安全保障の規定ではなくて、日本軍・日本軍国主義

の被害を受けた東アジアの人々の安全保障の規定である。このことはあまりにもはっきりしている。1945-46年の時点で、日本の非軍事化がアジアと世界の平和に対する貢献であった。

しかし、冷戦の進行・激化は憲法9条の当初の想定を変更した。1950年の朝鮮戦争の勃発を受けて、占領軍は日本再軍備のプロセスを開始した。警察予備隊、保安隊を経て、1954年に自衛隊が、東アジアにおける米軍を補完するものとして創設された。米国と日本の保守政治家（吉田ではなくて岸）は9条改憲を欲したが、国民の反対ゆえにそれは実現できず、9条解釈の変更で再軍備する「解釈改憲」となった。

冷戦期、軍事的対峙の最前線は朝鮮半島と沖縄にあった。韓国の研究者、権赫泰は、韓国の軍事独裁政権ゆえに、日本本土の9条は維持されたという見方をする。国際政治学者の坂本義和は、「ドーナツ型の代替軍国主義」という見方をしてきた。冷戦期、日本自身はあまり軍事化しなかったが、日本の周辺（韓国、台湾等）の軍事政権を日本の経済援助が支えるという関係にあった。日本に代わって周辺諸国が軍事化したのである。日本本土で9条が維持されたひとつの理由として、このような東アジア国際関係の構造的連関があったことに留意すべきである。わたしは、冷戦期に、韓国の民主化運動を支援することは日本国憲法の平和主義の問題であったと思う。

紛争現場から東アジア全体の平和へ——白永瑞の東アジア平和論その1

東アジア平和への道筋を考えると、わたしがもっとも参考になると考えているのは、韓国・延世大学の歴史学者、白永瑞（ペク・ヨンソ）の理論である。日本平和学会は、琉球大学で開催された2015年秋季研究集会に彼をゲストスピーカーとして招聘している。彼の理論の詳細は、2016年に刊行された日本語の翻訳を読んできたいが、ここでは彼の理論から2つの部分を抽出・紹介して、わたし自身の議論につなげていきたい。

彼の理論のうち、もっとも重要であるとわたしが考えるのは、東アジアの矛盾・葛藤を集中的に体现している「核心現場」（紛争現場）の分断克服から東アジア全体の平和をつくっていくべきである、という主張である。彼は東アジア平和を国民国家単位で考えない。つねに東アジア全体を視野に入れて考える。彼によれば、東アジアにおいて歴史的に3つの「大分断」構造＝地域秩序があった。①中華帝国の朝貢体制、②日本帝国の植民地支配・東亜新秩序・大東亜共栄圏、③パックス・アメリカーナ（アメリカ帝国と中国・北朝鮮との対決）の3つである。そして、東アジア分断構造の矛盾と葛藤を集中的に体现している「核心現場」（紛争現場）での「小分断」として、次の3つがある。①朝鮮半島。かつて日清、日露の対立の場、日本帝国の植民地、冷戦の最前線。現在は、米国・日本にとっても、中国にとっても「緩衝地帯」。②琉球併合以来の沖縄。日本帝国の「捨て石」、パックス・アメリカーナにおける米軍基地、中国の第一列島線。③台湾。中台两岸関係。これら3つの小分断に注目する必要がある。そして彼は、東アジア全体の分断構造解体の原動力として、この地域の矛盾を集中的に経験している核心現場（紛争現場）での小分断の克服によって生まれるダイナミズムとその波及力に注目する、と述べている。つまり、朝鮮半島、沖縄、台湾という3つの小分断に注目し、それらを克服することに注力して、そこから生まれるダイナミズムを東アジア全体に波及させて、そこから東アジアの分断の克服＝平和の創造をめざすという考え方である。わたしは白永瑞のこの考え方に同意する。

中国帝国がつくる東アジア秩序の批判的検討——白永瑞の東アジア平和論その2

白永瑞の理論のうち、もうひとつ重要なのは、「帝国としての中国」をめぐる言説の批判的検討である。彼の専門分野は中国現代史であり、中国をどうとらえるかは彼の専門で、重大な関心事である。彼の中国研究はきわめて興味深い。

彼によれば、現在および未来の中国を帝国としてとらえる——肯定的にとらえる——言説がいま盛んであり、それらを整理して、批判的に分析する必要がある。彼は東アジア大分断構造の3つ目としてパックス・アメリカーナを挙げているが、いまの世界の論壇・学術界の議論を見ていると、将来、パックス・アメリカーナの東アジア領域がパックス・シニカ（Pax Sinica、中華帝国）に移行するかなのような議論を見ることがある。

また興味深いのは、これから東アジアに出現する可能性がある Pax Sinica（中華帝国）の秩序形成原理・統治原理として、朝貢体制の復権が見られることである。近代以前の東アジア地域秩序は、中華帝国の朝貢体制であり、いまこのような東アジア地域秩序論が復権しているの

である。米国の国際政治学者、Brantly Womack は、朝貢体制は中国が隣国に対して有する優越的地位に基づくが、それは一方的支配ではなく、中国と非対称的關係を結んだ隣国の合理的選択と戦略的相互作用の結果として維持されたとみる。彼は朝貢体制の合理性を指摘する。朝貢体制は東アジア地域秩序の1つのかたちにはすぎず、もっと多種多様な考え方・構想があり、それらの全体を視野に入れる必要があるが、われわれは東アジアの歴史の古層の表出に気づく必要はあろう。

竹内好の「方法としてのアジア」——東アジア平和への知的資源その1

白永瑞の東アジア平和論は非常に参考になるが、われわれ日本の市民が東アジア平和を考えたときの出発点はやはり竹内好である。竹内好は、1960年、国際基督教大学で、「方法としてのアジア」という講演をしている。これが、その後、活字になっている。竹内好の「方法としてのアジア」は非常に抽象的である。彼はこういう。

・・・西歐的な優れた文化価値を、より大規模に実現するために、西洋をもう一度東洋によって包み直す、逆に西洋自身をこちらから変革する、この文化的な巻返し、あるいは価値の上の巻返しによって普遍性をつくり出す。東洋の力が西洋の生み出した普遍的な価値をより高めるために西洋を変革する。・・・その巻き返す時に、自分の中に独自のものがなければならぬ。それは何かというと、おそらくそういうものが実体としてあるとは思わない。しかし方法としては、つまり主体形成の過程としては、ありうるのではないかと思った・・・

わたしは、日本思想史家、子安宣邦による竹内好の読解が説得的であると思う。子安は竹内好を次のように読むのである。

ヨーロッパ近代が生み出しながら、近現代史の過程でその輝きを失わせていった〈普遍的価値〉を包みかえし、その輝きを再びとりもどすことは〈アジア〉にできるのではないか。しかしその〈アジア〉とは〈実体としてのアジア〉ではなく、〈方法としてのアジア〉である。それは、中心・周縁という関係構造をもって己れを中心化させたり、あるいはもうひとつの中心となろうとする〈帝国〉としての〈実体的アジア〉ではない（子安宣邦 2015年、94頁）。

〈東アジア〉を〈帝国〉ではなくて、われわれの連帯によるアジア市民共同の生活世界として創っていく。アジアの多元的な世界が、その多元性を通じて人類の普遍的価値を充実させ、輝かせていく（子安、107頁）。

「方法としてのアジア」とは、否をいうアジアをエセ文明への抵抗線として引くことである。その抵抗線にいかにしてアジアはなりうるか。それは、植民地・従属的アジアから自立のアジアへと転換させた創成アジアの意志を、殺し・殺される文明から共に生きる文明への転換の意志として再生させることによってである。だが日本にその抵抗線を引く資格はあるのか。戦争をしない国家としての戦後日本の自立こそ、わずかにこの抵抗線を引く資格をわれわれに与える（子安、138頁）。

東アジア民衆の越境的・水平的ネットワーク——東アジア平和への知的資源その2

いまの東アジアにおいては政府間の緊張・対立が厳しく、政府間関係における進展はあまり多くを期待できない。わたしはもともとマルチトラック外交の考え方を重視する立場であるが、このような状態であればなおさら、非政府、越境的（トランスナショナル）な市民社会の役割は大きい。

この地域における越境的（トランスナショナル）な市民社会の活動の注目されるものとして、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」（Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict、GPPAC）を挙げることができる。これは、モンゴル、極東ロシア、中国、台湾、香港、北朝鮮、韓国、日本、つまり東アジア全域のNGOの代表者が定期的に会合して、東北アジアの平和について議論する枠組みである。モンゴルのイニシアチブで、「ウランバートル・プロセス」という名称もつけられている。北朝鮮、中国からも参加者がいるという点で、東アジア全域をカバーする貴重な市民社会の会合である。わたし自身、何度も参加している。

わたしは、東アジア平和をめざす方法として、国家統合のアプローチ（東アジア共同体）で

はなくて、東アジアの民衆の越境的・水平的なネットワーク形成を重視する。東アジアが再び垂直的なヒエラルキー構造（中心・周辺の秩序）＝〈帝国〉になる動きに対抗して、水平的なネットワークをめざすのである。東アジアの民衆、批判的知識人、平和研究者等が越境的・水平的に横につながる必要性・重要性を痛感している。

これに関連して、台湾のひまわり学生運動、香港の雨傘運動、韓国のろうそく革命、沖縄の反基地運動等、東アジアの「周辺」における民主化・権力の抑制を追求する動きは重要であると思う。日本の平和憲法・立憲主義擁護の運動もこれらの運動とつながってくることを意識する必要がある。これら一連の「下からの変革」の動きを相互に関連づけて、東アジア民衆が人権・民主主義・平和を追求する大きな動きとして見るべきではないだろうか。このような動きが「下からの東アジア平和論」であると思う。

日本国憲法（平和主義、立憲主義、民主主義）——東アジア平和への知的資源その3

東アジア全体において、平和主義（武力によらない紛争解決）、立憲主義（個人の自由の保障、法の支配）、民主主義（個人の政治参加・自己決定の保障）の実現をめざす努力がきわめて重要である。平和主義、立憲主義、民主主義を東アジア全体で実現しようとする努力が、〈帝国〉の暴力を抑制する。

最後に、日本の憲法学者、樋口陽一の言葉を引用して、本稿を終えたい。

「永続的な平和は、終局的には、立憲主義の理念、すなわち、正義と理性に基かなければならないのです」（「国際憲法学会世界大会開会挨拶」2018年6月18日、ソウル・成均館大学）。

参考文献

- 君島東彦〔2014〕「安全保障の市民的視点——ミリタリー、市民、日本国憲法」水島朝穂編『シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム』岩波書店
- 君島東彦〔2018〕「六面体としての憲法9条——憲法平和主義と世界秩序の70年」全国憲法研究会編『憲法問題29』三省堂
- 子安宣邦〔2015〕『帝国か民主か——中国と東アジア問題』社会評論社
- 竹内好〔1966〕『日本とアジア』筑摩書房、ちくま学芸文庫〔1993〕
- 樋口陽一〔2002〕「人権の普遍性と文化の多元性——批判的普遍主義の擁護」『憲法 近代知の復権へ』東京大学出版会、平凡社〔2013〕
- 樋口陽一〔2018〕「国際憲法学会世界大会開会挨拶」『憲法研究』3号、信山社
- 白永瑞〔2016〕「『沖縄』という核心現場から問う東アジア共生の道」日本平和学会編『東アジアの平和の再創造 [平和研究第46号]』早稲田大学出版部
- 白永瑞〔2016〕『共生への道と核心現場——実践課題としての東アジア』趙慶喜監訳、法政大学出版局
- Diamond, Louise and John McDonald [1996] *Multi-Track Diplomacy: A Systems Approach to Peace, Third Edition*, West Hartford, Connecticut, Kumarian Press
- Jacques, Martin [2012] *When China Rules the World: The End of the Western World and the Birth of a New Global Order, Second Edition*, Penguin Books (松下幸子訳『中国が世界をリードするとき——西洋世界の終焉と新たなグローバル秩序の始まり (上・下)』NTT出版、2014年)
- Liu Mingfu [2015] *The China Dream: Great Power Thinking and Strategic Posture in the Post-American Era*, New York: CN Times Books
- Womack, Brantly [2012] *Asymmetry and China's Tributary System*, *Chinese Journal of International Politics* Vol.5
- Yan Xuetong [2019] *Leadership and the Rise of Great Powers*, Princeton University Press